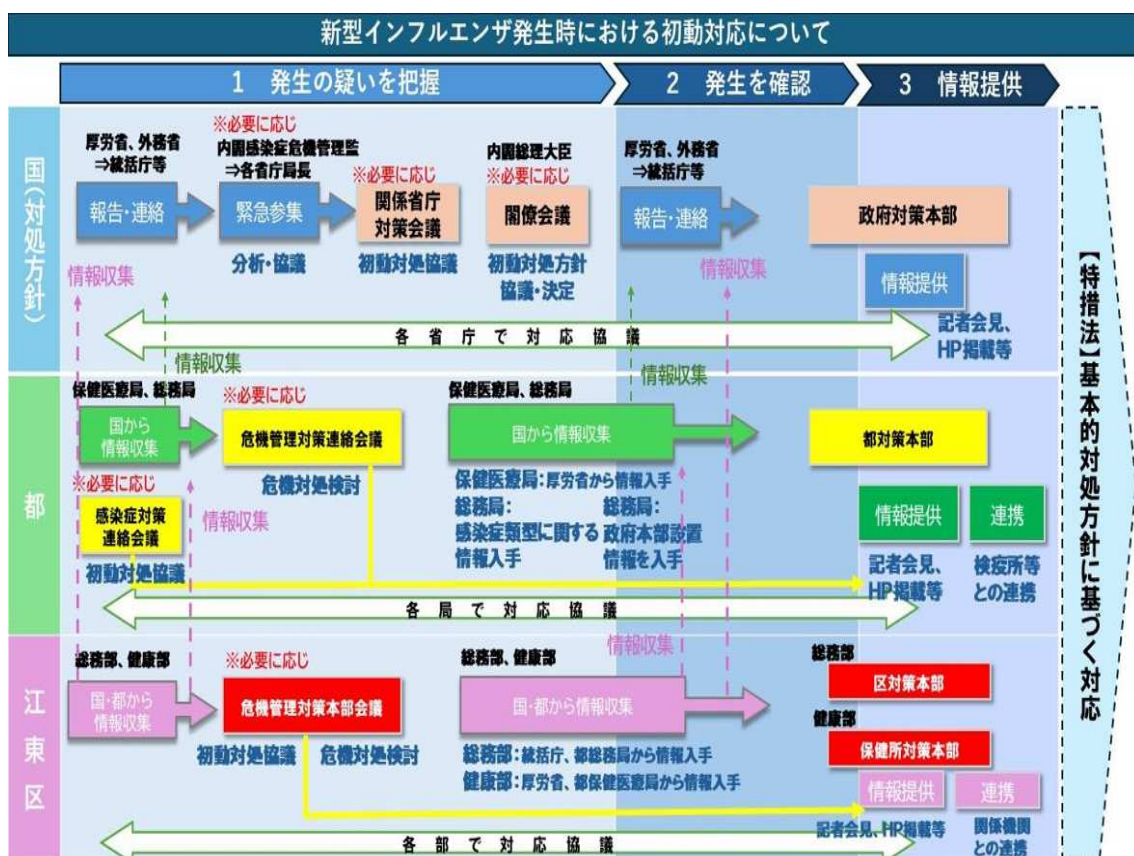


第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

1 区の初動対応

区は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都等と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げる。区は、区民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対応要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対応方針に基づき区対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。



2 区対策本部の概要

特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、区においても、直ちに区対策本部を設置することを検討する。このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を江東区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月28日条例第25号）及び江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年4月12日規則第50号）の規定により、全庁を挙げた実施体制を整備して

いる。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長は、対策の実施に必要な場合は、都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うように要請する。

なお、緊急事態宣言がされない場合においても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認され、政府対策本部及び都対策本部が設置された場合など、必要に応じて任意の区対策本部を設置し、情報の共有を図るとともに、関係部局に対し必要な対策を実施するよう要請する。

3 区対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ・ 副本部長に充てる者として、本部員のうちから本部長が指名する者は、副区長及び区教育委員会教育長とする。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、後ほど示す「江東区新型インフルエンザ等対策本部構成図」に掲げる者をもって充てる。
- ・ 区対策本部には本部連絡員を置く。本部連絡員は、後ほど示す「江東区新型インフルエンザ等対策本部構成図」に掲げる者をもって充てる。

イ 区対策本部会議

- ・ 本部長は、本部内の情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する。
- ・ 本部長は、必要に応じて本部に部を置くことができる。
- ・ 本部長は、新型インフルエンザ等対策に必要があると認める時は、設置した部の部長会議を招集することができる。

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

<江東区新型インフルエンザ等対策本部構成図>

本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員	深川消防署長（又は消防吏員）、城東消防署長（又は消防吏員） 江東区組織規則第8条第1項に規定する部長 会計管理室長、教育委員会事務局次長 選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長 危機管理室長、被災者支援担当部長及び健康部次長
本部連絡員	企画課長、財政課長、広報広聴課長、総務課長、職員課長 経理課長、危機管理課長、防災計画課長、地域振興課長、区民課長、福祉課長、障害者施策課長、医療保険課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、こども家庭支援課長、温暖化対策課長、都市計画課長、管理課長、庶務課長

<危機管理対策本部構成図>

危機管理対策本部長	区長
危機管理対策副本部長	副区長、教育長
危機管理対策本部員	江東区組織規則第1条に基づく部の長
危機管理対策本部事務局長	危機管理室長
危機管理対策本部事務局次長	危機管理課長
その他、必要に応じ区長が指定する職員	

<危機管理対策本部事務局構成図>

危機管理対策本部事務局長	危機管理室長
危機管理対策本部事務局次長	危機管理課長
広報担当	政策経営部長
報道機関担当	広報広聴課長
情報システム	情報システム課長
情報収集伝達担当	危機管理課長
	防災計画課長
	地域防災担当課長
	災害時要配慮者担当課長
渉外・法務担当	総務課長
財政担当	財政課長
職員派遣担当	職員課長
資器材調達担当	経理課長
その他、必要に応じ危機管理室長が指定する職員	

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

<保健所対策本部構成図及び業務内容>

対策本部	担当	業務内容例
部長 健康部長 補佐 健康部次長	庶務班 班長 健康推進課長 補佐 歯科保健・医療連携担当 課長	1. 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関する事 2. 部の運営計画に関する事 3. 部内の連絡調整に関する事 4. 対策本部の設置及び運営に関する事 5. 医師会及び医療機関等との連絡調整に関する事 6. 相談センターへの相談以外の区民、医療機関等からの相談に関する事 7. 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関する事 8. 遺体収容所等の設置及び管理運営に関する事 9. 感染予防等の広報に関する事 10. 部内の他の班に属さない事
	衛生班 班長 生活衛生課長	1. 部内他の班との連絡調整に関する事 2. 不審死野鳥のサーベイランスにおける東京都との連携に関する事 3. 家畜伝染病のまん延防止に関する事 4. 患者の搬送に関する事 5. 遺体処理埋葬等に関する事 6. 部内の他の班の応援に関する事
	感染症対策班 班長 保健予防課長 補佐 城東保健相談所長 深川保健相談所長 深川南部保健相談所長 城東南部保健相談所長 調整担当課長	1. 発生状況の把握に関する事 2. 感染症法に基づく積極的疫学調査等に関する事 3. 濃厚接触者の取り扱いに関する事 4. 相談センターの設置及び運営に関する事 5. 予防接種に係る調整に関する事 6. 特定接種の対象となる登録事業者の登録に関する事 7. 東京都及び他の区市町村等の対策関係機関との連絡調整（保健医療に関する事）に関する事 8. 東京都への報告及び調査に関する事 9. 他の部への技術的支援に関する事

4 区対策本部の分掌事務

部の名称	分 掌 事 務
政策経営部	1. 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2. 本部長の特命事項に関する事 3. 新型インフルエンザ等対策関係予算に関する事 4. 新型インフルエンザ等発生時における広報及び広聴に関する事 5. 情報収集及び報道関係との連絡調整に関する事
総務部	1. 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関する事 2. 本部の指令及び要請に関する事 3. 職員の動員、服務及び給与に関する事 4. 職員の予防接種（特定接種）に関する事 5. 庁舎の入庁管理に関する事 6. 東京都等の関係機関との連絡調整に関する事 7. 新型インフルエンザ等の情報調査及び報告に関する事 8. 新型インフルエンザ等対策で新たに発生する業務等に必要な物資の調達、配分及び輸送に関する事 9. 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関する事
地域振興部	1. 食料品及び日用品等の調達に関する事 2. 生活物資安定供給のための調査・相談に関する事 3. 地域団体及び関係機関との連絡調整に関する事 4. 外国人対策に関する事 5. 行事・集会等の自粛及び施設の使用制限に関する事 6. 商工業等事業所の事業活動の自粛や支援に関する事 7. 小康期以降の事業復興のための資金が必要になった場合の貸付けに関する事
区民部	1. 火葬許可証等の発行に関する事 2. 遺体の安置及び処理等の協力に関する事 3. 新型インフルエンザ等対策に必要な物資の輸送の協力に関する事
福祉部	1. ボランティアの受入れ及び配置に関する事 2. 地域団体及び関係団体等の連絡調整に関する事 3. 所管施設の管理運営及び施設の使用制限等に関する事 4. 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関する事 5. 新型インフルエンザ等要配慮者の把握等に関する事 6. 所管施設入所者の予防接種に関する事
障害福祉部	1. 地域団体及び関係団体等の連絡調整に関する事 2. 所管施設の管理運営及び施設の使用制限等に関する事 3. 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関する事 4. 新型インフルエンザ等要配慮者の把握等に関する事

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

第1章 区における危機管理体制

部の名称	分掌事務
生活支援部	- 生活保護世帯の感染予防及び感染状況の把握に関すること - 生活保護世帯への支援に関すること
健康部	- 健康危機管理対策本部設置及び運営に関すること - 新型インフルエンザ専門外来及び新型インフルエンザ相談センターに関すること - 遺体収容所等の設置及び管理運営に関すること - 不審死野鳥のサーベイランスにおける東京都との連携に関すること - 患者の移送に関すること - 遺体処理埋火葬等に関すること - 防疫資器材等の整備、調達及び補給の要請に関すること - 予防接種に関すること - 特定接種の対象となる登録事業者の手続き等に関すること - 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関すること - 新型インフルエンザ等の情報調査及び報告に関すること（健康管理） - 積極的疫学調査に関すること
こども未来部	- 所管施設の管理運営に関すること - 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関すること - 所管施設での行事・集会の自粛及び施設の使用制限等に関すること
環境清掃部	- ごみの排出抑制に関すること - 廃棄物の処理に関すること
都市整備部及び土木部	- 都市整備に関する工事の安全管理に関すること - 区営住宅等の維持管理に関すること - 遺体の搬送及び安置の連絡調整に関すること - 火葬場との連絡調整に関すること - 水防関係業務の維持管理に関すること
教育委員会事務局	- 区立学校等との連絡調整に関すること - 所管施設の管理運営、行事・集会等の自粛及び施設の使用制限等に関すること - 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関すること - 東京都教育委員会との連絡等に関すること
選挙管理委員会事務局	他の部の応援に関すること
監査事務局	他の部の応援に関すること
区議会事務局	区議会議員等の特定接種に関すること